

労働安全衛生法第 6 条から 9 条の逐条解説

大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・教授
近藤 龍志 労働基準監督官

一 逐条解説

1. 第 6 条から第 9 条まで

1. 1 条文

（労働災害防止計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

（変更）

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

（公表）

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（勧告等）

第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

1. 2 趣旨

労働安全衛生法の第 2 章は、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、労働災害防止計画の変更（第 7 条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第 8 条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項について定めている。

労働災害防止計画制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第 1 条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への

取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている¹。限られた行政資源を、立法から現場運用に至る安全衛生政策に、諸状況に応じて効率的に投入、配分するための計画ともいえる¹。

労働災害防止計画は、行政計画として法令の抽象性を補い政策を具体化する性格を有する一方、未だ法整備がなされていない事項について労働災害防止計画に定め、計画に基づき具体的な法令を整備することもある。行政計画は、政策目標の実現に向けた手段を体系化する行政技術の一種であるが、労働災害防止計画制度では、計画期間における労働災害の減少目標や計画を推進するための具体的方策（主要な労働災害防止対策）などを明記し、計画の内容を地方支分部局（都道府県労働局・労働基準監督署）の行政運営方針や、関係団体（労働災害防止団体など）の労働災害防止活動に反映させることを通じて、計画的・効果的な労働災害防止の取組みを実施している（一例として、【図1（沖縄労働局による防災計画展開の例）】を参照されたい）。また、目標達成のために必要であれば労働災害防止計画に基づき法令改正も行われる²。（1988（昭和63）年の労働安全衛生法改正法案の国会審議において、当時の中村太郎労働大臣は「労働災害防止対策の一層の充実と健康の保持増進対策の推進を図るため、新たな労働災害防止計画を策定するとともに、この計画の効果的な推進を図られるよう、労働安全衛生法の改正法案を今国会に提出することとしております。」と答弁している。）

1. 3 沿革

労働災害を効果的に防止することを目的とする長期計画の取組みは、1958（昭和33）年に策定された「産業災害防止総合五ヵ年計画」に端を発する。計画策定当時の労働災害の状況をみると、労働災害による死者は5,612人、休業八日以上之死傷者数は約40万人に達し（いずれも1957（昭和32）年の数値）、とりわけ中小企業における災害の急激な増大（1957年の死傷年千人率は1952（昭和27）年当時と比較して49%の増）が懸念されるところであり、政府は「産業災害防止総合五ヵ年計画」を策定することにより、5年後の労働災害発生件数の半減を目標として掲げた³。

また、政府は産業安全に関する有識者で構成される臨時産業災害防止懇談会を設置（1958（昭和33）年9月）し、同懇談会は、「産業災害防止対策に関する意見書」（産業災害防止計画の樹立促進、重大災害防止対策、中小企業災害防止対策、産業安全教育、法令の検討整備、広報活動、行政能率の改善、鉱山災害防止対策に関する8項目を内容とする）を総理大臣に手交（11月）した⁴。

しかしながら「産業災害防止総合五ヵ年計画」の策定以後の労働災害の発生状況をみると、1957（昭和32）年と1962（昭和37）年の時点との比較では、百人以上の事業場の休業一日以上の度数率が23.26から15.46に、年千人率では50.6から36.2にそれぞれ減

¹ 三柴丈典氏による。

少していたものの、死傷者数をみると約70万9千人から約79万4,200人に増大していた⁵。

このような状況に対し、産業災害防止対策審議会（先の臨時産業災害防止懇談会を発展的に解消して1959（昭和34）年に設置された政府の諮問機関）は、新たな計画の策定などを含む答申を行い、これを受けて「新産業災害防止五ヵ年計画」が閣議了解された（1962（昭和37）年10月）。この1963（昭和38）年から1967（昭和42）年までを計画期間とする新たな五ヵ年計画では、1961（昭和36）年時点における死傷千人率21.05を12.3にまで概ね半減することを目標に定め、具体的な対策としては、事業場の自主的安全活動の促進、組織・設備環境の整備・改善、標準作業方法の確立、安全教育の徹底などを進めることとしていた⁶。

この後、1964（昭和39）年6月には「労働災害防止団体等に関する法律」が成立し、同法において労働災害の防止に関する計画（基本計画（五年間の長期計画）と実施計画（毎年策定される）により構成される）の策定が初めて法定されることとなった。この「労働災害防止団体等に関する法律」における労働災害防止計画に関する規定は以下の通りである。

第二章 労働災害防止計画

第三条（基本計画）

労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた労働災害防止基本計画（以下「基本計画」と言う。）を作成しなければならない。

第四条（実施計画）

労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた労働災害防止実施計画（以下、「実施計画」と言う。）を作成しなければならない。

- 一 労働災害の減少目標
- 二 労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類
- 三 労働災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他労働災害の防止に関し重要な事項

第五条（変更）

労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第六条（公表）

労働大臣は、基本計画又は実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

第七条（勧告等）

労働大臣は、基本計画又は実施計画の円滑な実施のために必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

「労働災害の防止団体等に関する法律」に基づき、1968（昭和43）年4月に第三次の五ヵ年計画に当たる労働災害防止基本計画が策定され、同計画では、屋外産業や中小零細企業などの重点業種の明示、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業病対策の強化といった重点施策が明記された⁷。

その後、1972（昭和47）年の労働安全衛生法の制定を受け、現在の「労働災害防止計画」の制度（五ヵ年の基本計画と毎年策定される実施計画を一本化し、国としての重点施策を明示したもの）がスタートし、今日に至る。

1. 4 内容

1. 4. 1 第6条

第6条中「労働災害の防止のための主要な対策」には、安全衛生管理計画の策定、安全衛生管理体制の整備、安全衛生事前評価の実施、生産設備の安全化、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の実施、安全衛生意識の高揚などに関する事項が含まれ、「その他労働災害の防止に関し重要な事項」としては、労働災害の動向、労働災害の減少目標、労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類などの事項が挙げられる⁸。

内容は他の行政計画等から影響を受けることがあり、また労働災害防止計画が他の行政計画等に影響を与えることがある。例えば1987（昭和62）年2月24日に閣議決定された「エイズ問題総合対策大綱」を踏まえて、第8次労働災害防止計画（計画期間：1993（平成5）年度～2007（平成9）年度）においてエイズ問題が取り上げられた。また、第12次労働災害防止計画（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）で「平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」という目標を掲げていたが、これは「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2018（平成30）年7月24日閣議決定）の目標の元となっている⁹。

1. 4. 1. 1 骨子作成

労働災害防止計画の骨子は厚生労働省安全衛生部計画課が中心となって作成される。この時、本省の各課及び都道府県労働局からも意見を聴いて作成する。なお、労働災害防止計画は厚生労働大臣が策定するものであるが、厚生労働省で作成した骨子について各省庁と協議が行われ、時には業所管省庁から厳しい意見出しが行われることもあるという。

各省協議は財務省に対しても行われるが、計画の内容について財務省から意見出しが行われることはほとんどない。ただし、労働災害防止計画に基づく事業を行う場合、当該予

算は毎年度の概算要求事項に含まれるが、概算要求の際には財務省による査定が細かく行われる。労働災害防止計画に基づく事業は主に労災保険料により運営される「社会復帰促進等事業」により実施されている。これは特別会計に当たるが、特別会計でも、概算要求に基づく財務省の査定を受けることに変わりはない。事業の内容には、補助金や助成金、教育や研修、調査研究などのほか、施設運営費も含まれる。

例えば1977（昭和52）年の労働安全衛生法改正により新規化学物質の有害性調査制度が設けられ（法第57条の4）、国も既存の化学物質等の有害性調査にあたるものとされた（法第58条など）。法改正を受け、第5次労働災害防止計画（計画期間：1978（昭和53）年度～1982（昭和57）年度）にも化学物質の有害性調査について国が調査研究等を行うことが定められたが、当時そのような施設を労働省（当時）は持っていなかったため、当該施設の土地購入費等を1988（昭和53）年度の概算要求に盛り込み、何度か大蔵省（当時）と折衝を行った結果予算が認められた。（なお、この時に設立された施設が日本バイオアッセイ研究センターである。）

1. 4. 1. 2 労働政策審議会

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の策定に当たりその内容の適正を期するため、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。骨子の作成後、労働政策審議会安全衛生分科会で審議が行われる。労働政策審議会へ諮るのと並行して業界団体等へ説明を行う場合もある。

近年の労働政策審議会の審議状況は、計画期間最終年の6～7月頃に当期の計画の評価が行われ、その後に次期計画案の審議が行われ、おおむね年内に大筋の合意があり、翌年2月頃に厚生労働大臣から労働政策審議会への諮問と労働政策審議会から厚生労働大臣への答申があるというスケジュールとなっている。なお、労働政策審議会での議論はおおむね半年間であるが、労使の対立が大きい事項などその期間で意見が一致しない場合があり、その際は労働災害防止計画に今後の検討課題とする旨を記載し、計画策定後に労働政策審議会で当該事項について改めて検討することもある¹⁰。

労働災害防止計画の計画期間の最終年に当期計画の評価が行われ、その後に次期計画の策定の議論が行われるため、最終年の実績は次期計画には反映されない。この点について厚生労働省は、労働災害防止活動に空白があってはならず、途切れなく労働災害防止計画を更新することで空白期間を生じさせることなく労働災害防止活動を行うため、最終年の実績が次期計画に反映できないことはやむを得ないとの認識を示している¹¹。

1. 4. 1. 3 鉱山

鉱山に関する保安（鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。））に関しては、経済産業大臣が中央鉱山保安審議会の意見を聴いて労働災害防止計画を策定（又は変更）し、公表することとされている（労働安全衛生法第114条第1項の規定に基づく）¹²。

1. 4. 2 第7条

労働災害防止計画の策定後、計画策定時の基盤となる事情が変動し、計画の内容が適当でなくなった場合には、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果を考慮して厚生労働大臣は労働災害防止計画を変更しなければならない¹³。現在までに計画期間中に計画を変更したことはないが、計画を変更する場合には、計画策定時と同様に労働政策審議会の意見を聴く必要がある。

1. 4. 3 第8条

労働災害防止計画は、事業者、労働災害防止団体などの関係者が取り組む労働災害防止活動の指針となるものであり、関係者に広く周知徹底される必要がある。そのため厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定する場合、計画を変更する場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。公表の形式は特に規定されていないが、実務上官報に掲載することにより公表されている¹⁴。

1. 4. 4 第9条

労働災害防止計画を実施し実効性を確保するためには、事業者をはじめとする関係者の協力が必要不可欠となる。そのため厚生労働大臣が必要と認めるときは、関係者に対して労働災害の防止に関する事項に関し、必要な勧告・要請をすることができる。

第9条中「労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるとき」には、計画が示す目標や方向性と、事業者などの関係者が取り組む労働災害防止対策の実施状況との間に齟齬が生じ、関係者に対して対策の変更等を求める必要が生じる場合などが想定され、「関係者」には、労働災害防止団体、労働組合、関係行政機関（各府省庁、地方公共団体）などが含まれる¹⁵。

例えば、第12次労働災害防止計画（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）において、2012（平成24）年と比較して2017（平成29）年までに労働災害による休業4日以上死傷者数を15%以上減少させるという目標を掲げており、休業4日以上死傷災害の中で転倒災害が最も件数が多かったため、厚生労働省は2015（平成27）年に「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を実施し、それを発展・継続する形で2016（平成28）年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を開始した。しかし依然として転倒災害件数が増加傾向を示していたため、計画期間を過ぎた2018（令和元）年6月17日に、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から各防災団体の長あてに基安発0617第2号「転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）－「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止－」を発出している。

なお、12次防策定時の担当者によると、「STOP！転倒災害プロジェクト」は第三次産業対策であったという。すなわち、12次防策定時に第三次産業の労働災害発生件数が増加

傾向にあったため、12次防で初めて第三次産業を重点業種とした。ところが第三次産業は安全衛生に対する意識が低く、労働基準監督署の職員が事業場を訪れても安全衛生の担当者がいない（一時的な不在ではなく担当者自体がいない）など¹⁶、従来の製造業対策や建設業対策とは異なるアプローチが必要であった。そこで第三次産業でも身近な転倒災害を切り口にしたという。

二 考察と結語

労働災害防止計画制度は、先行研究である「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」が明らかにした労働安全衛生法の特徴である「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり¹⁷、労働安全衛生法の実効性を確保するための手段の一つとしても位置付けられる¹⁸。

また、労働災害防止計画は、行政計画（代表的な事例として国土計画（国土形成計画など）や職業安定行政における雇用対策基本計画などがある）としての性格を有する。行政計画は、目標を定立し、その目標を実現するための諸手段を総合して体系化するところにより特徴があり、地域、対象行政部門、期間、計画体系、機能、法的効果、法律の根拠などによる分類がなされることがある¹⁹。行政計画は、法律の抽象性を補い政策を具体化する行政技術であるが、関係する主体を拘束する側面もあるため、計画の策定過程（と変更するプロセス）においては、審議会や公聴会において関係者の意見を聴き、調整を図る必要も生じる²⁰。そのため労働災害防止計画の策定（と変更）に際しては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の公労使三者で構成される労働政策審議会の意見を聴くことが必要とされている（労働安全衛生法第6条及び第7条）²¹。一方で、労働災害防止計画に基づく法令改正が行われるなど、労働災害防止計画は既存の法令からある程度独立した内容を定めることができ、労働災害防止のために労働行政が定める中長期的な行動計画であるといえる。また、労働災害防止計画の内容（具体的な施策）は、厚生労働省が毎年度策定する「地方労働行政運営方針」に基づき、各都道府県労働局が管内の事情を反映した方針を策定することにより、計画的に実施されている²²。

表 1 労働災害防止計画の変遷（抄）

1. 「産業災害防止総合 5 ヶ年計画」（第 1 次労働災害防止計画） (1) 計画期間 1958（昭和 33）年度～1962（昭和 37）年度 (2) 労働災害の減少目標 当時の労働災害の増加傾向からみて 5 年後に予想される災害発生件数（死傷件数）を半減（86 万件から 43 万件へ）させるとともに、1,100 億円の経済的損失を防止する。 (3) 計画期間中の主要施策等 「ボイラ及び圧力容器安全規則」制定（1959（昭和 34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和 34）年） 「四エチル鉛等危害防止規則」改正（1960（昭和 35）年） 「有機溶剤中毒予防規則」制定（1960（昭和 35）年） 「高気圧障害防止規則」制定（1961（昭和 36）年） 「クレーン等安全規則」制定（1962（昭和 37）年） (4) 計画期間中の労働災害の状況 1958（昭和 33）年 死亡者数：5,368 人 死傷者数：401,760 人（休業 8 日以上） 1962（昭和 37）年 死亡者数：6,093 人 死傷者数：466,126 人（休業 8 日以上）	2. 「新産業災害防止総合 5 ヶ年計画」（第 2 次労働災害防止計画） (1) 計画期間 1963（昭和 38）年度～1967（昭和 42）年度 (2) 労働災害の減少目標 1961（昭和 36）年における労働者 1,000 人当たり死傷発生率（21.05）を、計画期間中に概ね半減（12.30）させる（1967 年において見込まれる休業 8 日以上の災害発生件数約 63 万件を約 36 万件にとどめる）。 (3) 推進方策 災害防止計画の樹立、団体等（安全団体・業種団体など）における自主的活動の拡充。事業場における安全管理体制の確立、設備・環境の改善整備、作業行動の安全確保など。 (4) 計画期間中の主要施策等 「電離放射線障害防止規則」改正（1963（昭和 38）年） 「労働災害防止団体等に関する法律」公布（1964（昭和 39）年） 中央労働災害防止協会：創立（1964（昭和 39）年） 「墜落防止に関する建設業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年） 「船内荷役作業に関する港湾労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年） 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年） 「伐木造材作業に関する林業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年） 「鉛中毒予防規則」公布（1967（昭和 42）年）
--	--

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1963（昭和 38）年 死亡者数：6,506 人 死傷者数：440,547 人（休業 8 日以上）

1967（昭和 42）年 死亡者数：5,990 人 死傷者数：394,627 人（休業 8 日以上）

3. 「第 3 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1968（昭和 43）年度～1972（昭和 47）年度

(2) 労働災害の減少目標

労働災害の発生率（1968（昭和 43）年当時の度数率：11.08）を全般として計画期間中に 3 割減少させる。

(3) 計画推進上基本となるべき事項

重点を置くべき業種等（建設、港湾荷役、林業、中小零細企業など）における労働災害防止対策、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全性、職業性疾病の対策強化など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「四アルキル鉛中毒予防規則」公布（1968（昭和 43）年）

「ゴンドラ安全規則」制定（1969（昭和 44）年）

「特定化学物質等障害予防規則」公布（1971（昭和 46）年）

「事務所衛生基準規則」公布（1971（昭和 46）年）

「酸素欠乏症防止規則」公布（1971（昭和 46）年）

「労働安全衛生法」公布（1972（昭和 47）年 6 月）施行（10 月）

「労働災害防止団体等に関する法律」改正（「労働災害防止団体法」と改称）（1972（昭和 47）年）

「労働安全衛生規則」制定（1972（昭和 47）年 9 月）施行（10 月）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1968（昭和 43）年 死亡者数：6,088 人 死傷者数：386,443 人（休業 8 日以上）

1972（昭和 47）年 死亡者数：5,631 人 死傷者数：324,435 人（休業 8 日以上）

4. 「第 4 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1973（昭和 48）年度～1977（昭和 52）年度

(2) 労働災害の減少目標

特に死亡及び重大災害の減少に重点を置き、計画期間中に労働災害の発生率（1973（昭和 48）年当時の度数率：6.67）を全体として概ね 3 割減少させることを目標とする。職業性疾病（1973（昭和 48）年当時の業務上疾病件数：29,938）については、在来型の慢性疾病の新規発生を大幅に減少させるとともに、急性の中毒については発生の半減を目標とするなど。

(3) 労働災害防止対策の進め方

労働災害防止対策の科学的検討、機械設備等の安全性の確保、健康管理対策の推進、安全衛生教育の充実と安全衛生意識の高揚、職場環境と労働時間の改善、自主的労働災害防止活動の強化と労働者の参加促進、業種別対策の推進、監督指導の強化と行政体制

の整備、関係行政機関との連携など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則」制定（1973（昭和 48）年）

「労働安全衛生規則」改正（爆発火災防止関係）（1974（昭和 49）年）

労働安全衛生法に基づく技術指針の公表（1974（昭和 49）年）

「作業環境測定法」公布（1975（昭和 50）年）

「作業環境測定法施行令」「作業環境施行規則」公布（1975（昭和 50）年）

職業病疾病対策要綱：策定（1976（昭和 51）年）

作業環境測定基準：公示（1976（昭和 51）年）

超大型規模建設工事災害防止対策推進要綱：公表（1976（昭和 51）年）

クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格：公示（1976（昭和 51）年）

総合的労働者健康管理対策の展開について：公表（1976（昭和 51）年）

セーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1976（昭和 51）年）

「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（化学物質の有害性調査関係）公布（1977（昭和 52）年）

チェーンソーの規格：公示（1977（昭和 52）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（安全衛生委員会関連）（1977（昭和 52）年）

動力プレス機械構造規格：公示（1977（昭和 52）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1973（昭和 48）年 死亡者数：5,269 人 死傷者数：387,342 人（休業 4 日以上）

1977（昭和 52）年 死亡者数：3,302 人 死傷者数：345,293 人（休業 4 日以上）

5. 「第5次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1978（昭和53）年度～1982（昭和57）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び大型災害の大幅な減少を図ること、②在来型の労働災害の減少を図ること、③職業がん等の職業性疾病（1978（昭和53）年当時の業務上疾病件数：27,456）の大幅な減少を図ること、④中小企業特に下請事業場における労働災害の減少を図ること、⑤中高年齢労働者の安全を確保するとともに健康の保持増進に努めること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①大型災害の防止対策の推進、②在来型労働災害の防止対策の推進（機械設備の安全衛生の確保等、安全衛生教育の充実）、③職業性疾病予防対策の積極的推進（化学物質の有害性調査制度等の積極的活用、作業環境管理対策の推進、健康管理対策の積極的推進、産業医学の振興）、④中小企業における労働災害防止対策の助成制度の充実、中高年齢労働者の安全衛生対策の推進、⑤各種施策の充実（業種別重点対策の推進、安全衛生改善計画の作成指示等、労働時間等労働条件の適正化、監督指導の強化と行政体制の整備、情報の収集と提供、関係行政機関との連携、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化）。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質の有害性調査関係）（1979（昭和54）年）

「粉じん障害防止規則」公布（1979（昭和54）年）

木材加工用機械災害防止総合対策：公表（1979（昭和54）年）

「労働安全衛生法」一部改正（建設工事計画の安全性に係る事前審査制度関連）（1980（昭和55）年）

粉じん障害防止総合対策：公表（1981（昭和56）年）

移動式クレーン等の定期自主検査指針：公表（1982（昭和57）年）

トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1982（昭和57）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防対策関連）（1982（昭和57）年）

日本バイオアッセイ研究センター設立（化学物質の有害性調査関係）（1982（昭和57）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1978（昭和53）年 死亡者数：3,326人 死傷者数：348,826人（休業4日以上）

1982（昭和57）年 死亡者数：2,674人 死傷者数：294,319人（休業4日以上）

6. 「第6次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1983（昭和 58）年度～1987（昭和 62）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び重大災害の大幅な減少を図るとともに労働災害全体（1983（昭和 58）年当時の労働災害による死亡者数は 2,588 人、死傷者数（休業 4 日以上）は 278,623 人）の概ね 30%の減少を図ること、②職業性疾病（1983（昭和 58）年当時の業務上疾病件数：15,480）を予防するため適正な作業環境等の確保を図ること、③中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進を図ること、④産業用ロボット等新たな技術の導入に対応して安全衛生の確保を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①労働災害防止の基本的事項に関する対策の推進

安全衛生に関する事前評価の充実、実効ある安全衛生管理体制の確立等、生産設備等の安全化の促進、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等。

②特定の災害・業種等における対策の推進

重大災害防止対策の推進、中小企業における労働災害防止対策の推進、建設業等屋外型産業における労働災害防止対策の推進、機械等の安全の確保、高年齢労働者の安全確保の推進、第三次産業における労働災害防止対策の推進。

③職業性疾病の予防対策の推進

総合的な労働衛生管理の推進、化学物質の有害性調査の推進、特定疾病対策の推進、労働衛生対策を推進する基盤の整備。

④中高年齢労働者の健康管理の推進

⑤産業用ロボット等に関する労働災害防止対策の推進

⑥各種施策の充実

業種別重点対策の推進、国の労働災害防止推進体制の整備、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化。

(4) 計画期間中の主要施策等

日本労働安全衛生コンサルタント会：設立（1983（昭和 58）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（産業用ロボットの安全規制関連）（1983（昭和 58）年）
産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針：公表（1983（昭和 58）年）

粉じん障害防止総合対策推進要綱：公表（1984（昭和 59）年）

化学物質等定期自主検査指針：公表（1984（昭和 59）年）

VDT 作業のための労働衛生上の指針：公表（1985（昭和 60）年）

ボイラー定期自主検査指針：公表（1986（昭和 61）年）

大規模小売業における労働災害の防止について：公表（1986（昭和 61）年）

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準：改正（1987（昭和 62）年）

*元々、昭和 36 年 2 月に策定され、昭和 62 年 10 月に改正され、その後、平成 7 年 2 月（平成 8 年 1 月にも追加改正）、平成 13 年 12 月、令和 3 年 9 月に改正され、今に至っ

ている。

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1983（昭和 58）年 死亡者数：2,588 人 死傷者数：278,623 人（休業 4 日以上）

1987（昭和 62）年 死亡者数：2,342 人 死傷者数：232,953 人（休業 4 日以上）

7. 「第7次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1988（昭和63）年度～1992（平成4）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1988（昭和63）年当時の業務上疾病件数：12,523）の大幅な減少を期するとともに、労働災害の総件数（1988（昭和63）年当時の労働災害による死亡者数は2,549人、死傷者数（休業4日以上）は226,318人）の概ね30%の減少を図り、労働者の安全と健康を確保すること。

(3) 主要な労働災害防止対策

① 基本的事項に関する対策の推進

安全衛生管理を進めるための計画の策定と体制の整備、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の充実、安全衛生意識の高揚のための創意工夫、労働時間等労働条件の適正化。

② 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

中小規模事業場における安全衛生活動の強化、親企業等を含めた総合的な労働災害防止対策の推進。

③ 建設業等屋外型産業の特徴に応じた労働災害防止対策の推進

④ 機械設備に係る労働災害防止対策の推進

⑤ 第三次産業における労働災害防止対策の推進

安全衛生管理活動の促進、関係事業者団体の自主的労働災害防止活動の促進、雇用・就業形態の複雑多様化に対応した対策の推進。

⑥ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦ 新技術の安全衛生対策の推進

事前評価体制の整備、安全衛生指針の整備、快適な事務所環境の整備。

⑧ 職業がん等の健康障害防止対策の推進

⑨ 職業性疾病予防対策の推進

作業環境管理対策の徹底、作業管理指針の作成、特殊健康診断項目の見直し、有害物対策の総合的推進、物理的障害対策の徹底。

⑩ 健康の保持増進対策の推進

事業場における健康の保持増進対策、産業医の職務の明確化及び活動の活性化。

⑪ 安全衛生の国際化への対応

海外派遣労働者に係る安全衛生対策の充実、企業の海外進出に伴う安全衛生対策の充実、国際基準等との整合性の確保。

⑫ 総合的な労働災害防止対策を推進するための体制の整備

行政体制の整備、研究体制の整備、教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動強化、専門技術団体の活動の促進。

⑬ 業種別重点対策の推進。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生法」一部改正（健康の保持増進関係等）（1988（昭和63）年）

事業場における労働者の健康保持増進のための指針：公表（1988（昭和63）年）

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針：公表（1989（平成元）年）

建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル：公表（1989（平成元）年）

粉じん障害防止対策：改正（1991（平成3）年）

「労働安全衛生法」一部改正（快適職場の形成関係）（1992（平成4）年）

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針：公表（1992（平成4）年）

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針：公表（1992（平成4）年）

騒音障害防止のためのガイドライン：公表（1992（平成4）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1988（昭和63）年 死亡者数：2,549人 死傷者数：226,318人（休業4日以上）

1992（平成04）年 死亡者数：2,354人 死傷者数：189,589人（休業4日以上）

8. 「第8次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1993（平成5）年度～1997（平成9）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1993（平成5）年当時の業務上疾病件数：9,630）の大幅な減少を期するとともに、計画期間中の労働災害の総件数（1993（平成5）年当時の労働災害による死亡者数は2,245人、死傷者数（休業4日以上）は181,900人）の概ね25%の減少を図り、労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進及び快適な職場環境の形成を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①基本的事項に関する対策の推進

生産活動と一体となった安全衛生管理活動の促進、安全衛生に係る事前評価の充実等、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等、労働時間等労働条件の適正化。

②職業別労働災害防止対策の推進

建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業、卸売・小売業及びサービス業。

③特定災害防止対策の推進（機械設備による災害の防止対策、爆発・火災災害の防止対策、交通労働災害の防止対策）、

④高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑤職業性疾病対策の推進

化学物質等の有害物による健康障害の防止対策、電離放射線等の物理的因子及び作業態様による健康障害の防止対策。

⑥化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進

⑦心身の健康の保持増進対策の推進

心身両面にわたる健康づくりの推進、産業保健活動の活性化、作業関連疾患対策の推進。

⑧快適な職場環境の形成の促進

⑨中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

⑩外国人労働者の増加等に対応した労働災害防止対策の推進

⑪国際化に対応した安全衛生対策の充実

⑫エイズ予防対策の推進

⑬労働災害防止対策を推進するための体制の整備等

行政体制の整備等、安全衛生教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動の強化、安全衛生情報の提供。

⑭業種別重点対策の推進

(4) 計画期間中の主要施策等

ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針：公表（1993（平成5）年）

プレス災害防止総合対策：公表（1993（平成 5）年）

交通労働災害防止のためのガイドライン：公表（1994（平成 6）年）

職場における腰痛予防対策：公表（1994（平成 6）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（茶石綿及び青石綿の製造禁止関連）（1995（平成 7）年）

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準：改正（1995（平成 7）年）

＊元々、昭和 36 年 2 月に策定され、昭和 62 年 10 月に改正され、この時期に 3 回目の改正を受けた（平成 8 年 1 月にも追加改正）。その後、平成 13 年 12 月、令和 3 年 9 月に改正され、今に至っている。

職場におけるエイズ問題に関するガイドライン：公表（1995（平成 7）年）

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（1996（平成 8）年）

熱中症予防対策：公表（1996（平成 8）年）

「労働安全衛生法」一部改正（健康管理の充実関連）（1996（平成 8）年）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（1996（平成 8）年）

動力プレスの定期自主検査指針：公表（1996（平成 8）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1993（平成 05）年 死亡者数：2,245 人 死傷者数：181,900 人（休業 4 日以上）

1997（平成 09）年 死亡者数：2,078 人 死傷者数：156,726 人（休業 4 日以上）

9. 「第9次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1998（平成10）年度～2002（平成14）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害が年間2,000人台で一進一退を繰り返している現状を打破し、大幅な減少を図ること（1998（平成10）年当時の労働災害による死亡者数は1,844人）、②計画期間中における労働災害総件数を20%減少させること（1998（平成10）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は148,248人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（1998（平成10）年当時の業務上疾病件数：8,574）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること（1998（平成10）年当時の酸素欠乏症等の発生状況（休業4日以上）：発生件数22、被災者35人、死亡者11人）、④産業保健サービスの充実等労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境を推進すること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、特定災害防止対策（機械設備に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質に係る健康障害予防対策、職場における着実な健康確保対策、ストレスマネジメント対策、健康づくり対策、快適な職場環境の形成。

②安全衛生管理対策の強化

中小規模事業場対策、安全衛生管理手法の充実・強化、労使による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③安全衛生行政の展開

新たな行政展開（情報提供体制の整備、調査研究体制の整備（産業安全研究所、産業医学総合研究所等における調査研究の充実など）、行政体制の整備等、労働災害防止団体等の活動の強化、国民安全への貢献）、調査研究の推進（労働災害分析手法、評価手法等の研究推進）、国際的な視点に立った行政展開。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（土石流による危険防止関連）（1998（平成10）年）

工作機械等の制御機構のフェールセーフ化のガイドライン：公表（1998（平成10）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針：公表（1999（平成11）年）

「労働安全衛生法」一部改正（深夜業従事労働者の健康管理対策関連）公表（1999（平成11）年）

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針：公表（1999（平成11）年）

ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について：公表（1999（平成11）年）

化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針：公表

（2000（平成12）年）

労働者の自殺予防に関する総合的対策推進事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

機械の包括的な安全基準に関する指針：公表（2001（平成13）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類ばく露防止対策）（2001（平成13）年）

過重労働による健康障害防止のための総合対策について：公表（2002（平成14）年）

VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン：公表（2002（平成14）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1998（平成10）年 死亡者数：1,844人 死傷者数：148,248人（休業4日以上）

2002（平成14）年 死亡者数：1,658人 死傷者数：125,918人（休業4日以上）

10. 「第10次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2003（平成15）年度～2007（平成19）年度

(2) 計画の目標

①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持し、年間1,500人を大きく下回ることを目指して一層の減少を図ること（2003（平成15）年当時の労働災害による死亡者数は1,628人）、②計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少させること（2003（平成15）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は125,750人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（2003（平成15）年当時の業務上疾病件数：8,055）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図ること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

①業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、②特定災害防止対策（機械に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策、職場における着実な健康確保対策、快適職場づくり対策。

②安全衛生管理対策の強化

労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、中小規模事業場対策、事業者及び労働者による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、就業形態の多様化、雇用の流動化等に対応する対策、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③労働災害防止の支援体制の整備

情報提供体制の整備、リスク評価及び調査研究の体制整備、労働災害防止団体等の活動の充実、労働安全衛生サービスのアウトソーシング化への対応、国際的な視点に立った行政展開、評価を踏まえた施策の実施。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（2003（平成15）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造禁止関連）（2003（平成15）年）

大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱：公表（2004（平成16）年）

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き：公表（2004（平成16）年）

「労働安全衛生法」一部改正（リスクアセスメント、過重労働対策関連）（2005（平成

17) 年)

「石綿障害予防規則」制定（2005（平成 17）年）

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成 18）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について：公表（2006（平成 18）年）

労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）：公表（2006（平成 18）年）

「労働安全衛生法」一部改正（長時間労働者に対する医師の面接指導関連）（2006（平成 18）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造等全面禁止関連）（2006（平成 18）年）

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針：公表（2006（平成 18）年）

2007 年問題に対応する IT を活用した新しい安全衛生管理手法の構築について（2007（平成 19）年）

機械の包括的な安全基準に関する改正指針：公表（2007（平成 19）年）

事業場における労働者の健康保持増進のための改正指針：公表（2007（平成 19）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2003（平成 15）年 死亡者数：1,628 人 死傷者数：125,750 人（休業 4 日以上）

2007（平成 19）年 死亡者数：1,357 人 死傷者数：121,356 人（休業 4 日以上）

11. 「第11次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2008（平成20）年度～2012（平成24）年度

(2) 計画の目標

①死亡者数：2012（平成24）年において2007（平成19）年と比して20%以上減少させること（2007（平成19）年当時の労働災害による死亡者数は1,357人）、②死傷者数：2012（平成24）年において2007（平成19）年と比して15%以上減少させること（2007（平成19）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は121,356人）、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること（2007（平成19）年当時の業務上疾病件数：8,684）。

(3) 計画における労働災害防止対策

①自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進、労働安全衛生マネジメントシステムの活用等、自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等、情報の共有化の推進等。

②特定災害対策

機械災害防止対策、墜落・転落災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策。

③労働災害多発業種対策

製造業対策、建設業対策、陸上貨物運送事業対策、林業対策、第三次産業対策。

④職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く）等の予防対策

粉じん障害防止対策、腰痛予防対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策、その他の職業性疾病等の予防対策。

⑤石綿障害予防対策

全面禁止の徹底等、解体作業等における曝露防止対策の徹底、離職者の健康管理対策の推進。

⑥化学物質対策

化学物質による労働災害の防止対策、化学物質管理対策。

⑦メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策。

⑧産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保健活動の活性化（産業医等の選任の徹底、地域における産業保健活動の活性化、産業医と産業保健スタッフとの連携、健康診断の結果に基づく健康管理の徹底など）、健康づくり対策、快適職場づくり対策。

⑨安全衛生管理対策の強化

安全衛生教育の効果的な推進等、中小規模事業場対策の推進、就業形態の多様化等に対する対策、高年齢労働者対策等の推進、グローバル化への対応。

⑩効率的・効果的な施策の推進

労働安全衛生研究の促進、地域における労働災害多発業種等対策の推進、関係機関との連携等。

(4) 計画期間中の主要施策等

温泉掘削等のボーリング作業等における可燃性天然ガスによる爆発・火災災害の防止について：公表（2008（平成 20）年）

局地的な大雨による下水道渠内工事等における労働災害の防止について：公表（2008（平成 20）年）

派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について：公表（2009（平成 21）年）

ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について：公表（2009（平成 21）年）

職場における熱中症の予防について：公表（2009（平成 21）年）

振動障害総合対策の推進について：公表（2009（平成 21）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（プレス機械等による災害防止対策関連）（2011（平成 23）年）

動力プレス機械構造規格の一部改正（2011（平成 23）年）

機械メーカー向け、ユーザーへの危険情報提供に関するガイドライン：公表（2011（平成 23）年）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」制定（2011（平成 23）年）

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（2011（平成 23）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（機械リスクに関する情報提供関連）（2012（平成 24）年）

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（2012（平成 24）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質等の危険有害性表示制度関連）（2012（平成 24）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2008（平成 20）年 死亡者数：1,268 人 死傷者数：119,291 人（休業 4 日以上）

2012（平成 24）年 死亡者数：1,093 人 死傷者数：119,576 人（休業 4 日以上）

12. 「第12次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2013（平成25）年度～2017（平成29）年度

(2) 計画の目標

①2012（平成24）年と比較して2017（平成29）年までに労働災害による死亡者数の数を15%以上減少させること（2012（平成24）年当時の労働災害による死亡者数は1,093人）、②2012（平成24）年と比較して2017（平成29）年までに労働災害による休業4日以上死傷者数の数を15%以上減少させること（2012（平成24）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は119,291人）（2012（平成24）年当時の業務上疾病件数：7,743）。

(3) 重点施策ごとの具体的取組

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点とする業種対策（第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策、陸上貨物運送事業対策、建設業対策、製造業対策）、重点とする健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙防止対策）、業種横断的な取組（リスクアセスメントの普及促進、高年齢労働者対策、非正規労働者対策）。

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

専門家と労働災害防止団体の活用、業界団体との連携による実効性の確保、安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用。

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚、労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表、重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上。

④科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進、国際動向を踏まえた施策推進。

⑤発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化、製造段階での機械の安全対策の強化、労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討。

⑥東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

東日本大震災の復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における腰痛予防対策指針：公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（食品加工用機械の労働災害防止対策関連）公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生法」一部改正（化学物質に係るリスクアセスメント実施の義務化、ストレスチェック実施の義務化関連）（2014（平成26）年）

過労死等の防止のための対策に関する大綱：公表（2015（平成27）年）

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」（2015（平成27）年）

「STOP！転倒災害プロジェクト」（2016（平成28）年～）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（化学物質リスクアセスメント指針）：公表（2015（平成27）年）

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2015（平成27）年）

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示：公表（2015（平成27）年）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン：公表（2015（平成27）年）

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

安全衛生優良企業公表制度（2015（平成27）年～）

機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針：公表（2016（平成28）年）

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン：公表（2016（平成28）年）

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン：公表（2016（平成28）年）

シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン：公表（2017（平成29）年）

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項：公表（2017（平成29）年）

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（2017（平成29）年～）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2013（平成25）年 死亡者数：1,030人 死傷者数：118,157人（休業4日以上）

2017（平成29）年 死亡者数：978人 死傷者数：120,460人（休業4日以上）

13. 「第 13 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2018（平成 30）年度～2022（令和 4）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害：死亡者数を 2017（平成 29）年と比較して、2022（令和 4）年までに 15%以上減少（2017（平成 29）年当時の労働災害による死亡者数は 1,030 人）、②死傷災害（休業 4 日以上の労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少（2017（平成 29）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 118,157 人）（2017（平成 29）年当時の業務上疾病件数：7,844）。

(3) 重点事項ごとの具体的な取組

①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止、製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止、林業における伐木等作業の安全対策など。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保対策の強化、過重労働による健康障害防止対策の推進、職場におけるメンタルヘルス対策等の推進など。

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止など。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進、疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりなど。

⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、電離放射線による健康障害防止対策など。

⑥企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込み、労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用、企業単位での安全衛生管理体制の推進など。

⑦安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

安全衛生専門人材の育成、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用など。

⑧国民全体の安全・健康意識の高揚など

高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施、科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生法」一部改正（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律関連[産業医・産業保健制度改正、長時間労働者対象面接指導制度の強化等]）（2018（平成30）年）

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2018（平成30）年）

過労死等の防止のための対策に関する大綱：変更（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン：公表（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の規格：制定（2019（平成31）年）

過労死等の防止のための対策に関する大綱：変更（2021（令和3）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2018（平成30）年 死亡者数： 909人 死傷者数：127,329人（休業4日以上）

（表1：参考文献）

労働省 / 厚生労働省「労働災害動向調査」

労働省 / 厚生労働省「業務上疾病調」

労働省 / 厚生労働省「労働基準監督年報」

労働法令協会『労働行政要覧（昭和29年度版～平成13年度版）』

全日本産業安全連合会『産業安全年鑑（1955年～1984年）』

中央労働災害防止協会『安全衛生年鑑（1985年～2005年）』

中央労働災害防止協会『安全の指標（1967年～2019年）』

中央労働災害防止協会『労働衛生のしおり（1974年～2019年）』

中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 労働保護から快適職場への七〇年』（中央労働災害防止協会、1984（昭和59年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から100年』（中央労働災害防止協会、2011（平成23年））

労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））

【図1（沖縄労働局による災防計画展開の例）】



厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表
平成30年5月29日

担当	沖縄労働局 労働基準部 健康安全課長 長濱直次 安全衛生係長 城間豊和 電話：098（868）4402
----	--

「沖縄労働局第13次労働災害防止計画」

（2018年度からの中期5か年計画）を策定しました。

（安全・健康に働く県民職場の実現に向けて）

沖縄労働局（局長 安達 隆文）は去る4月26日に、沖縄県内での労働災害防止対策を推進するための中期5か年計画を策定しました。

「沖縄労働局第13次労働災害防止計画」は、県内の労働災害防止のため、厚生労働省沖縄労働局、労働基準監督署、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたもので、主要な目標と重点事項は以下のとおりです。

沖縄労働局では、目標の達成に向けた取り組みを進めていきます。

1. 主な目標

- ・ 死亡災害：15%以上減少
- ・ 死傷災害：5%以上減少
- ・ 6年連続全国ワースト1の定期健康診断結果の有所見率の値を改善し、併せて全国平均値との差を7ポイント以内にする。

2. 重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

- ¹ 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 4 版』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））214 頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタル⑩』（労務行政、2017 年（平成 29 年））216 頁。
- ² 例えば心と身体健康づくり（THP）は 1988（昭和 63）年の労働安全衛生法改正により従来のシルバーヘルスプラン（SHP）を発展させた取組みであるが、「第 6 次労働災害防止計画」（計画期間：1983（昭和 58）年度～1987（昭和 62）年度）がもととなった法改正であるという。6 次防には「『健康づくり』については、身体機能の強化のみならず、心身両面からの『総合的健康づくり（トータル・ヘルス・ケア）』として展開する」と記載されており、今後の「展開」を 6 次防策定時にすでに宣言している。
- ³ 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和 46 年））389～390 頁。
- ⁴ 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）390～391 頁。
- ⁵ 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）391 頁。
- ⁶ 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）404～405 頁。
- ⁷ 中央労働災害防止協会編（1971 年）443～445 頁。
- ⁸ 労働調査会出版局編前掲書（2015 年）215～216 頁。
- ⁹ なお、最新の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2021（令和 3）年 7 月 30 日閣議決定）では「数値目標については、第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度まで）において新たな数値目標が設定された場合には、その目標の達成に向けた取組を推進する。」と記載されている。
- ¹⁰ 例えば「第 12 次労働災害防止計画」（計画期間：2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度）の策定過程をみると、「法令違反により重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業」への対応として企業名の公表制度が検討されていたが、労使の意見が一致せず、12 次防には「企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含めて検討する。」と記載するにとどまった。12 次防策定後、労働政策審議会安全衛生分科会で改めて企業名公表制度の議論が行われ、2013（平成 25）年 12 月に企業名公表制度を含めた「今後の労働安全衛生対策について」が労働政策審議会で建議された。「今後の労働安全衛生対策について」には「重大な労働災害を繰り返す企業への対応」の一環として必要な勧告を行ったうえで、その勧告に従わない場合に「例えば企業名を公表する等の仕組みを併せて設けることが適当である。」と記載された。
- ¹¹ 2012（平成 24）年 6 月 26 日 第 61 回労働政策審議会安全衛生分科会
- ¹² 労務行政研究所編前掲書（2017 年）215～217 頁。
- ¹³ 労務行政研究所編前掲書（2017 年）217～218 頁。
- ¹⁴ 労働調査会出版局編前掲書（2015 年）216～217 頁。
- ¹⁵ 労働調査会出版局編前掲書（2015 年）216～217 頁、労務行政研究所編前掲書（2017 年）219～220 頁。
- ¹⁶ 2012（平成 24）年 7 月 23 日 第 62 回労働政策審議会安全衛生分科会
- ¹⁷ 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））26～28 頁。
- ¹⁸ 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019 年（令和元年））86～87 頁（この他、労働安全衛生法の実効性確保の手段としては、労働者への知識の付与（情報の提供）・労働者の参加の保障と促進、労働基準監督制度、安全衛生改善計画・特別安全衛生改善計画、労働安全・労働衛生コンサルタント制度、罰則と送検処分が挙げられる（畠

中前掲書（2019年）87～117頁）。

¹⁹ 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論 第6版』（有斐閣、2017（平成29）年）302～314頁。

²⁰ 小島和貴「行政計画」堀江湛編『政治学・行政学の基礎知識 第3版』（一藝社、2014年（平成26年））320～321頁。

²¹ 例えば「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）の策定経過をみると、2017（平成29）年7月に労働政策審議会安全衛生分科会に対して厚生労働省より「第12次労働災害防止計画」の評価について報告がなされた後、同分科会では次期労働災害防止計画の策定に向けた論点等の検討を行い、その検討結果を踏まえ、2018年（平成30）年2月、厚生労働大臣からの諮問を受けた労働政策審議会の答申を経て「第13次労働災害防止計画」が策定されるという経緯を辿っている。

²² 厚生労働省「平成31年度地方労働行政運営方針」（2019（平成30）年4月1日公表）。

